

～会計不正③～

当Noは、上場会社を含め世間を騒がしている会計不正の中で、経営者ぐるみの大規模な不正ではなく、どこ の事業法人でも内在する可能性のある会計不正について概説する。当Noは内部統制と管理体制等についてである。

(ポイント)

- ・会計不正は内部統制や管理体制構築により適切に管理・牽制・防止等がなされなければならない
- ・経営者ぐるみの会計不正の場合、内部統制には限界がある
- ・会計不正に対する役員の責任や対応は長期かつ多岐にわたる

1. 内部統制と管理体制

(1) 内部統制と不正

会計不正は、事業法人の内部統制により、牽制、防止、発見されなければならない。しかし、内部統制が完全に整備・運用・機能していないと会計不正は見逃されるリスクが高まる。このため、内部統制の整備や運用状況を常に監視、強化等を実践していかねばならないのである。

① 内部統制の目的

業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全

② 内部統制の構成要素

統制環境

- ・組織の気風を決定、組織内すべての者の統制に対する意識に影響を与える、他の基本的な要素の基礎(経営者の意向及び姿勢、経営方針及び経営戦略、取締役会及び監査役の有する機能、組織構造及び慣行、権限及び職責 等)

リスクの評価と対応

- ・組織目標の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行う一連のプロセス

統制活動

- ・社長等の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続

情報と伝達

- ・必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝達

モニタリング

- ・内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス

ITへの対応

- ・組織目標を達成するために予め適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のITに対し適切に対応すること

管理体制
(内部統制)強化

ただし、
内部統制に限界あり

(裏面に続く)



～会計不正③～

(2)役員の責任と対応

会計不正に対する役員の責任と対応には、次のようなものがある。まず、①事前対応として会計不正、不祥事を起こさないための内部等施構築義務等、②会計不正発生後の事後対応として事実関係把握、情報共有、情報公開、原因究明、再発防止策の策定等、③最終的な責任として、役員報酬減額や辞任・解任、損害賠償責任、刑事責任等、④会計不正の収束後の対応として、再発防止策の履行、役員等意識改革等など長期かつ多岐にわたる。



①不正、不祥事を起こさない為の役員の責任と対応

- ・不正・不祥事を起こさないための内部統制の構築
- ・内部統制構築義務(理事職務の法令・定款適合、業務の適正を確保)



②不正、不祥事発生(発覚)後の対応

- ・事実関係の詳細な把握
- ・法人内での迅速な情報共有
- ・社会的な情報公開、謝罪等
- ・原因究明、再発防止策の策定(調査チーム等の設置) etc...



③最終的に役員に課せられる制裁、責任

- ・役員の解任、役員報酬減額・返還、辞任
- ・与えた損害に対する損害賠償責任(法人内・外部)
- ・刑事责任(懲役、罰金等)



④収束後に残された責任と対応

- ・再発防止策の実施(内部統制の再構築、法人倫理の徹底・周知)
- ・役員等の意識の見直し(社長、取締役、従業員等へ理念の浸透)

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(移転価格税制に係る文書化)

国税庁は本年10月に「移転価格税制に係る文書化制度(FAQ)」を公表した。これは国内事業法人とその国外関連会社との取引にて、取引価格を調整・操作等することで起こる国を超えた所得移転に対する課税(移転価格税制:独立第三社間取引に関する調査等)に関する納税者のグループ(親会社、子会社等)の疎明資料となるものである。平成28年4月1日以降に開始する最終親会計年度分から適用される最終親会社等届出事項、国別報告事項、事業概況報告事項(マスターファイル)、平成29年4月1日以降開始事業年度から適用される独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)について、概要や留意点、質問の多い事項を全97問のQ&Aでまとめている。FAQの構成は共通(Q1~17)、最終親会社等届出事項(Q18~23)、国別報告事項(Q24~57)、マスターファイル(Q58~67)、ローカルファイル(Q68~96)、その他(Q97)である。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

